

令和4年度 第1回 米原市国民健康保険運営協議会 議事概要

- 1 日時 令和4年8月24日（水） 午後7時から午後8時45分まで
- 2 会場 米原市役所 本庁舎3階 会議室3AB
- 3 出席者 吉田正子会長、吉川英治副会長、世森増信委員、中川博司委員、大谷章委員、
樂本公子委員、竹下裕基委員、加賀井和幸委員、久保田伊和男委員、有賀尚子
委員、西村浩之委員、和田健二郎委員
- 4 会長・副会長の選任について
会長に吉田正子委員、副会長に吉川英治委員を選任（任期：令和7年7月31日まで）
- 5 議事録署名人の指名について
有賀尚子委員、世森増信委員を指名
- 6 協議事項等について
(1) 国民健康保険事業の概要について

資料2～4により、国民健康保険制度の概要、国民健康保険制度改革の状況について事務局から説明

【質疑】米原市は県内市町で4番目に（一人当たりの）国民健康保険税（以下「国保税」という。）が少ない状況の中、（各市町が県に納める）納付金は（各市町の）負担能力に応じて変わるとのことですが、（県全体の）納付金における米原市の負担能力はどのように決められるのですか。また、米原市は剰余金がどれくらいあるのですか。

⇒【事務局】県に納める納付金の負担割合は、米原市国民健康保険の被保険者の所得を合算して、県全体の国民健康保険の被保険者の所得に占める割合（シェア）がどれだけあるかによって決定され、被保険者数、世帯数についても同様に県全体に占める割合（シェア）に応じて決められます。

本市が保有する財政調整基金残高は、資料5にも記載しているとおり、令和3年度末現在で約5億円となっています。被保険者1人当たりになると県内で2番目くらいに多い状況です。

- (2) 令和3年度米原市国民健康保険事業特別会計決算について

資料5により、令和3年度米原市国民健康保険事業特別会計決算について事務局から説明

【質疑1】資料5に「医療費の適正化につなげる施策」とありますが、適正化を妨げる要因があれば御紹介いただきたいのと、そのことをしっかりと周知する必要があるの

ではないでしょうか。

⇒【事務局】一人当たりの医療費が上がり続けている状況であり、これを抑える取り組みが必要です。特定健診等を受けていただき、日頃の健康づくりをとおして医療費の抑制に努めていただくこと、重複して何回も同じ病気で複数の医療機関等にかかられたりする、いわゆる重複頻回受診等を控え、ジェネリック医薬品を利用いただくこと、市では県内保険者と連携して、健康推進アプリ「BIWA-TEKU」を運用していますが、日頃の健康づくりが大切です。今後とも啓発に努めていきたいと考えています。

⇒県全体としてレセプトの点検を実施されているとお聞きしていますが。

⇒【事務局】レセプト（診療報酬明細書）の点検の効果として、米原市で令和3年度の実績で1,300万円程度、低減されています。

【質疑2】資料5に滞納者について示されていますが、年度別に滞納者はどのような状況ですか。

⇒【事務局】資料5の4ページにおいて、国保税の推移を示しています。被保険者数の減少や国保税率が下がっていること等から調定額そのものが減っている状況ですが、現年分の収納率は順次上がっている状況です。

滞納者については、調査を行い、資力が無いことが確認された方や海外に転出され、徴収見込が無い方等、実質的に徴収できない方について精査を行い、個々の事例に応じて徴収に努めている状況にあります。

短期被保険者証の交付世帯は、令和3年度で98世帯ということで、前年に比べると減っています。資格証明書の交付世帯は25世帯と、前年並み程度で推移しています。現年分の収納率は県全体で2番目に高い状況ですが、滞納繰越分は収納率が伸びにくい状況にあります。

できる限り滞納とならないよう、滞納者に対して早期の対応を行う他、5期以上の滞納がある方には短期被保険者証を交付しており、悪質な事例については納税相談を受けていただいたうえで被保険者証をお渡しする等、適正な納付を促しています。

⇒県に納める納付金は、滞納されている方の分も含んだ納付金ですか。

⇒【事務局】滞納者に係る分も含めて納付金を支払っており、不足する場合は、他の被保険者が負担する状況となります（国民健康保険においては国や県、市等が負担する公費と国保税を財源として保険給付を行っており、国保税の未納が増えると適正に納めていただいている方の負担が増えることとなる。）。

⇒滞納を抑制し、適切に納付いただいている方の国保税が上がらないように取り組むことが必要だと思います。

【質疑3】令和3年度も財政調整基金の積立てをされていますが、基金の目的と、適正な残高というものがあるのか教えていただけますか。

⇒【事務局】当該基金は保険税負担の激変を招かないよう、国民健康保険事業における財政の健全な運営を行うことを目的に設置しています。基金は他の市町に比べて多い状況にありますが、今後保険料水準を県および県内市町と協議のうえ、県内で統一を進めていく中で、米原市は国保税率を上げていく必要があると思われ、激変を防ぐため、基金等を活用していきたいと考えています。

⇒何らかの事情で医療費が急増したとき、あるいは翌年度の国保税でまかなう必要が出てきたときに、急に国保税を上げることは厳しいので、基金等を入れることによって国保税率の上昇幅を抑制し、なだらかな上昇とするためということでしょうか。

⇒【事務局】基金等を当該年度の会計に大幅に繰入れると、基金等を繰入れた年度の翌年度以降の国保税に激変が生じます。

医療費は県全体で支え合っていますが、昨年、県から示された資料では、県全体で今後、毎年3%程度医療費が伸びていくと想定されています。県においても基金等を保有されており、（市町との協議等を踏まえ、）県でも調整されますので、直ちに保険給付に対して歳入が不足することはないと思われませんが、標準保険料率を県で一本化される際の調整財源として使っていきたいと思っています。

⇒他にも基金等の使途はありますか。

⇒【事務局】国保税の激変緩和に向けた状況を考慮の上、保健事業への活用を検討したいと考えています。

(3) 令和4年度保健事業の取組 「第2期米原市保健事業実施計画（データヘルス計画）」 「第3期特定健康診査等実施計画」について

資料6-1により、令和4年度保健事業の取組 「第2期米原市保健事業実施計画（データヘルス計画）」 「第3期特定健康診査等実施計画」について事務局から説明

(4) その他（年間予定等）

資料7により、年間予定等について事務局から説明